# 山梨県立産業技術短期大学校調理実習台修繕業務に係る
# 一般競争入札公告

山梨県立産業技術短期大学校が発注する山梨県立産業技術短期大学校調理実習台修繕業務に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告します。

令和８年１１月１２日

山梨県立産業技術短期大学校　事務局長　佐原　淳仁

１　一般競争入札に付する事項

（１）業務の名称

山梨県立産業技術短期大学校調理実習台修繕業務

（２）業務場所

山梨県甲州市塩山上於曽１３０８

山梨県立産業技術短期大学校　塩山キャンパス

（３）業務内容

・調理実習台のビルトインコンロ及びビルトインガスオーブンの交換業務

・その他付帯業務

（４）履行期間

契約の日から令和９年３月２６日（金）まで

２　事務を担当する所属

山梨県立産業技術短期大学校

〒４０４－００４２　山梨県甲州市塩山上於曽１３０８

メールアドレス：santandai@pref.yamanashi.lg.jp

３　一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号に該当する者を除く。）

エ　営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ　資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き２年以上営業を営んでいない者

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（３）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和３年山梨県告示第６７号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿（認定種目：厨房機器、家電製品又は文具・事務機）に登載されている者であること。

（４）この公告で示す物品の仕様等に適合した物品及び数量を確実に納入できる者であること。

（５）山梨県内または山梨県に隣接する都県に本店または支店を有すること。

４　入札手続等

（１）契約条項を示す場所等

この公告の日から令和８年１１月３０日（月）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第６号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで、２に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、（２）により入札説明書の交付を受けた者には同じものを交付する。

（２）入札説明書の交付方法

この公告の日から令和８年１１月３０日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで、２に掲げる場所において交付、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて、２に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号、ファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

（３）入札説明会　実施しない。

（４）入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和８年１１月３０日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで、２に掲げる場所に持参または郵送（ただし、書留郵便に限る）すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所

①　日時　令和８年１２月１８日（金）　午後３時００分

②　場所　山梨県甲州市塩山上於曽１３０８

山梨県立産業技術短期大学校　塩山キャンパス　南エリア

本部・講義棟　１階　第１会議室

（６）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする

ア　この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札

イ　入札条件に違反した者の行った入札

ウ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

エ　山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号。以下「規則」という。）第１２９条各号のいずれかに該当する入札

（７）落札者の決定方法

規則第１２７条第１項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

５　その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

①　言　語　日本語

②　通　貨　日本国通貨

（２）入札保証金

規則第１０８条の２第２号に基づき、免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第１２０条の規定により、違約金を徴収する。

（３）契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第１０９条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第１０９条の２の規定に該当する場合は、これを免除する。

（４）契約書作成の要否　要

（５）違約金の有無　有

（６）前金払の有無　無

（７）その他

①　落札者が契約締結までの間に、３に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
②　詳細は、入札説明書による。
③　問い合わせ先　山梨県立産業技術短期大学校　塩山キャンパス
総務・民間研修課
（電話番号０５５３－３２－５２００）